

## 多目的広場

(単位：円)

区分	午前 8時30分から12 時まで	午後 12時から17時ま で	全日 8時30分から17 時まで
一般	1,130	1,610	2,740
児童・生徒	560	800	1,370

### 備考

- 1 時間外の使用料は、1時間につき午後使用料の5分の1に相当する額とする。
- 2 利用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として使用料の額を計算する。

## 芝生広場

(単位：円)

区分	午前 8時30分から12 時まで	午後 12時から17時ま で	全日 8時30分から17 時まで
一般	1,410	2,010	3,420
児童・生徒	700	1,000	1,710

### 備考

- 1 時間外の使用料は、1時間につき午後使用料の5分の1に相当する額とする。
- 2 利用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、利用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として使用料の額を計算する。